

令和 2 年 3 月 25 日
附属図書館長裁定

鳥取大学オープンアクセス方針実施要領

「鳥取大学オープンアクセス方針」（令和 2 年 1 月 15 日学長裁定。以下「方針」という。）により、鳥取大学に在籍する研究者の公的研究資金を用いた研究成果は、鳥取大学研究成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によってオープンアクセス化します。この実施要領は、具体的の方針の内容を説明するものです。

鳥取大学オープンアクセス方針本文（以下、囲み内は方針本文）

（目的）

1. 鳥取大学（以下「本学」という。）は、鳥取大学の基本理念「知と実践の融合」に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学内外に広く公開し、学術研究の発展に寄与するとともに、地域・社会への説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

（1）オープンアクセスとは、学術論文等の研究成果をインターネット上に無料公開することで、誰でも自由にアクセスでき利用できるようにすることを指します。

オープンアクセスには大きく次の 2 種類があります。

ア) グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリに登録する、または研究者自らが開設する Web サイト等で公開することによりオープンアクセス化する方法。登録のために著者に費用負担はありませんが、出版社による制限や条件が課される場合があります。

イ) ゴールド・オープンアクセス

オープンアクセスジャーナル（* 1）に投稿、またはハイブリッドジャーナル（* 2）に掲載料を払ってオープンアクセス化する方法。出版後すぐに誰でも無料でアクセス可能になりますが、多くの場合、著者は APC（Article Processing Charge）（* 3）と呼ばれる費用を負担します。

（* 1）オープンアクセスジャーナル： APC を著者が負担して出版費用を賄い、すべて無料で公開されているジャーナル。

（* 2）ハイブリッドジャーナル： 購読契約が必要なジャーナルで、APC が支払われて無料で読める論文と有料の論文が混在しているもの。

（* 3）APC： Article Processing Charge の略で、論文出版加工料と呼ばれ、

論文投稿料とは別のものである。これを負担することで、論文を出版後すぐに誰でも無料でアクセス可能な形で公開できる。

(2) オープンアクセスによって、単に情報アクセスの平等が推進されるだけではありません。研究成果の共有と再利用が進むことで、さらに学際的な研究やイノベーションの創出を促進し、その成果を社会に還元するという波及効果があります。論文をオープンアクセスにすると、著者にとっても以下のようなメリットがあります。

ア) 研究成果の視認性向上、業績発信

自著論文等をインターネット上で無料公開して業績発信すると、世界の誰もがそれを読むことができます。

イ) 論文の引用が増加

オープンアクセスは、論文等が他の多くの研究者に読まれ、引用されるようになるために、有効な手段です。

ウ) 研究成果の共有、活用促進

学術研究の成果が、知的資産として広く一般に共有され、学際的な研究やイノベーションの創出を促し、研究成果を社会に還元できます。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の公的研究資金を用いた研究成果（以下「研究成果」という。）を、「鳥取大学研究成果リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果論文等の著作権は本学には移転しない。

(1) 本学は、研究者の研究成果をリポジトリに公開します。リポジトリの運用は「鳥取大学研究成果リポジトリ運用要項」に基づきます。研究者とは、次の職名の者を指します。

ア) 役員等（学長、理事、副学長）

イ) 教員（教授、准教授、講師、助教）

ウ) 研究員（プロジェクト研究員、リサーチアシスタント）

上記以外の学内の教職員、ポストドクター、大学院生の研究成果についても、リポジトリへの登録を推奨します。本学在籍時にリポジトリに登録した論文は、他機関へ異動した後も引き続き保管・公開されます。

(2) 本方針によりリポジトリへ登録する研究成果は、本学で生成される学術雑誌論文や紀要論文などの研究成果論文です。

学術雑誌とは、出版社、学協会、学内部局等が発行した出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文および紀要論文として掲載された学術情報をいい、書籍は含みません。研究成果をリポジトリへ登録することによって著作権が移転することはなく、登録前の著作権者が著作権を保持します。

研究データなど論文以外の研究成果については、現在、オープンサイエンスの枠組みで検討が行われており、すぐに対応できるものではないですが、将来的には対象となると考えられます。

(研究成果の提供)

3. 研究者は、研究成果について、共著者の同意を得た上でリポジトリによる公開が可能な版をできる限り速やかに本学に無償で提供する。

(1) 提供時期： 研究者は、研究成果公表後リポジトリによる公開が可能な版をできる限り速やかに提供することが望めます。出版社のポリシーにより公開禁止（エンバargo）期間が定められている場合には、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留できます。

(2) 提供方法： 現在は、以下のいずれかの方法で提供が可能です。

ア) 個別登録： 研究者が附属図書館へ研究成果のファイルを送付し、附属図書館が登録する方法です。

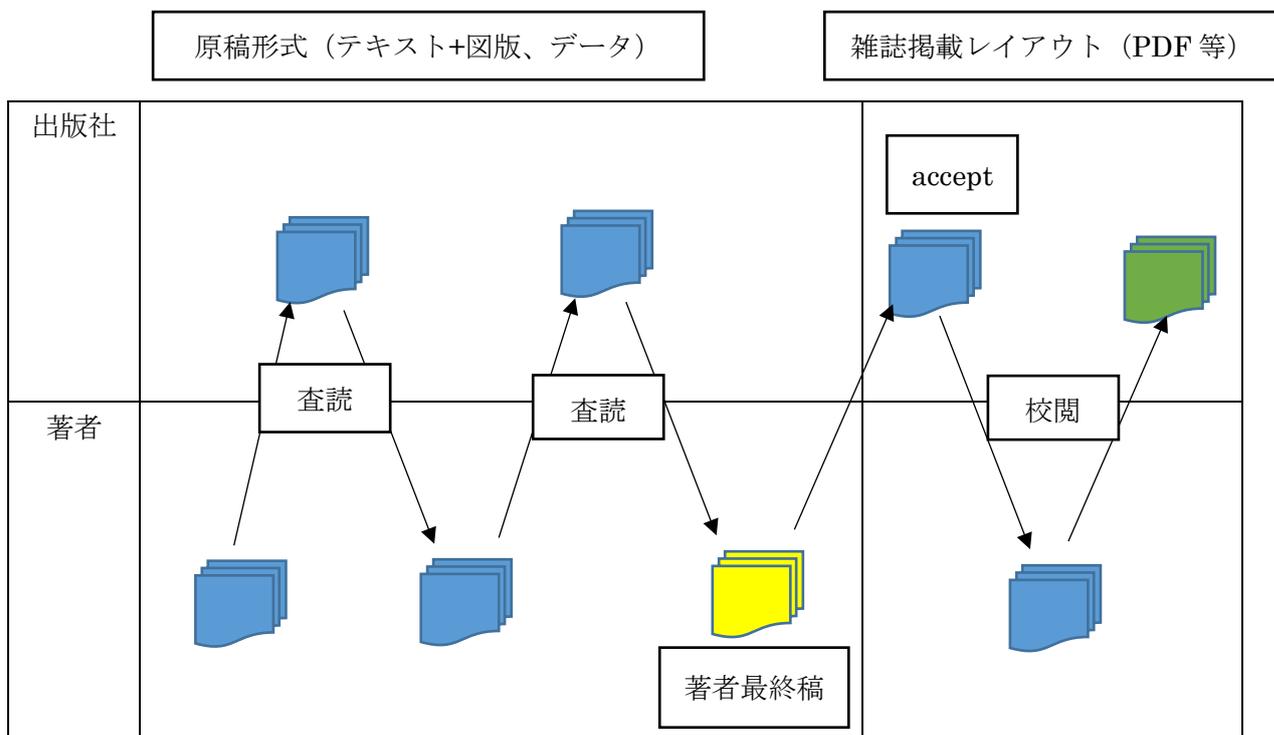
イ) 一括登録： 紀要等の出版物について、発行部局等の依頼にもとづき、附属図書館で一括登録する方法です。紀要全体がリポジトリへの登録になるため、紀要に投稿したものは個々の研究者の登録作業を省略することができます。

(3) リポジトリ登録が許諾される版について

ア) 著者最終稿： 研究者は研究成果の著者最終稿を提供することとします。著者最終稿とは、学術雑誌等へ accept される直前に著者が提供した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版を指します。多くの出版社が著者最終稿のリポジトリへの登録を許諾していますが、著者最終稿に対し、出版社版と同等の付加価値（コピーエディティング、書式設定、技術的改善等）を加えることは認められていません。

イ) その他の版： 著者最終稿からさらに文章表現の修正等を行う場合があります、著者最終稿の提供が適切でないことも考えられます。このような場合、研究者は専門分野等の事情に応じて、リポジトリ登録が許諾される適切な版を提供します。

投稿論文の出版までの流れ



(4) 著作権の確認： 研究者の研究成果について、附属図書館において著作権の確認を行います。出版社版が公開可能である場合は、附属図書館が当該の版を入手し公開します。

出版社・学会が著者に認める権利の一例 (各版のリポジトリ登録の可否)

	投稿版、修正版	著者最終稿	出版社版
Elsevier	公開可	制限付で公開可 エンバーゴ 1~3 年 クリエイティブコモンズ のクレジット表示	×
Wiley	公開可	制限付で公開可 エンバーゴ 1~4 年	×
Springer	公開可	制限付で公開可 エンバーゴ 1 年	×
Nature	公開可	制限付で公開可	×

		エンバーゴ半年	
ACS (American Chemical Society)	制限付で公開可 書面での許可必要 ACS の倫理ガイド ライン に違反しな い	制限付で公開可 所属機関において OA 化 が要求されている場合、 エンバーゴ 1 年	×
JBC	公開可	アクセプト後すぐにリポ ジトリに登録可	12 か月後に登録可

※その他、出版社のオープンアーカイブによる出版社版の公開もあります。

(5) リポジトリに登録することによって、以下のようなメリットがあります。

- ア) 他検索データベース (Web of Science, CiNii, Google Scholar) の検索結果にも反映されます。
- イ) 流通性が高く被引用率が向上します。
- ウ) 研究成果の発表・保存・管理の場になります。
- エ) 科研費実績報告書のオープンアクセス欄に (チェック) が可能になります。

(6) 著作権譲渡書： リポジトリ登録が許諾される版は、論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書 (Copyright Transfer Form) に明記されるのが一般的です。教員から研究成果の著者最終稿とともに著作権譲渡書の写しの提出があれば、附属図書館は、著作権の確認を効率的に実施できます。

(適用の例外)

4. 前項の規定に関わらず、著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は、その研究成果を公開しない。

(1) 研究者が理由を付して非公開を申請する場合、附属図書館長が当該研究成果の公開の可否を判断します。判断結果は、当該研究者に通知します。ただし、研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終投稿版を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合は、申請を不要とします。

<非公開の申請が想定される理由 (例) >

- ア) 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含むためインターネット上での公開が不適切である。

- イ) 本学以外の共著者の同意が得られない。
- ウ) 校正によって出版社発行版と異なる内容の公開を控えたい。
- エ) その他：(特別な理由を記述)

(2) 研究不正行為があった場合など、公開が適切でないと附属図書館長が判断した場合は、公開を行いません。

(適用の範囲)

5. 本方針施行前に出版された研究成果や、本方針施行前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、承認された日(令和2年1月15日)以降に発行された研究成果に適用します。ただし、本方針施行以前の研究成果についても、本学の評価向上および研究成果の保存の観点から、公開を推奨します。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、別に定める。

附属図書館は、必要に応じて、学内関連部署や出版社等と調整をします。

リポジトリに関する事項は「鳥取大学研究成果リポジトリ運用要項」、研究資料等の保存については「鳥取大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」に定められています。

本件についての問い合わせ先
研究推進部図書館情報課学術情報係
E-Mail: ac-gakuju@ml.adm.tottori-u.ac.jp
Tel: 0857-31-5673 (ex: 7060)